

# 公益財団法人青森学術文化振興財団内部監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人青森学術文化振興財団会計規程第1条に規定する制定目的の達成に資するとともに、公益法人としての自立性を高め、財団経営の健全化及び適正な会計処理を行うため、公益財団法人青森学術文化振興財団における内部監査（以下「内部監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 内部監査の実施にあたっては、公益財団法人青森学術文化振興財団事務局（以下「事務局」という。）の全職員によりこれにあたるものとする。

2 事務局長は、指揮命令を行うほか、内部監査に関する事項を総括する。

(実施内容)

第3条 内部監査は、以下の各号に掲げる内容について実施する。

(1) 財団保有の資産のうち、現金預金、外貨建て預金、定期預金、利付国庫債券、投資有価証券等の残高について、各預入れ金融機関等から毎月末の残高証明書を手入れし、資産の残高及び時価評価額を記載した資産残高報告書を作成のうえ、資産の保有状況を確認する

(2) 総勘定元帳と出入金に対応する普通預金通帳の記帳内容の照合を月毎に行い、収支に関する会計処理状況及び出入金の内容を確認する

2 前項各号に規定する実施内容については、毎月、かつ、同時期にあわせて行うものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、内部監査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成19年3月19日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年7月1日から実施する。